

# 自然災害への備え

解説者



日本女子大学  
教職教育開発センター  
教授 坂田 仰

大阪府の公立高校に勤務後、東京大学大学院法学政治学研究所公法専攻博士課程単位取得退学。1996年、日本女子大学に赴任。専門は、憲法学、公教育制度論。教職員支援機構などでスクール・コンプライアンス体制の確立に向けた活動を展開。

学校で起こり得る危機に対し、どのような備えをしておくべきか。事故や災害などが発生したら、被害を最小限にとどめるためにどう対応すればよいのか。学校の危機管理について研究する坂田仰教授が解説する本コーナー。第3回は、自然災害への備えについて、法的視点を踏まえて解説する。

### 新学習指導要領でも

### 安全教育の実施が求められる

自然災害への備えの基本となるのは、4月号の本コーナーで取り上げた学校保健安全法です。2008年に改正された同法では、学校安全の具体的な実施計画を示す「学校安全計画」と、事故や災害等の発生時に教職員が円滑かつ的確な対応を図るための「危機管理マニュアル」の作成を義務づけ、子どもへの安全教育の実施を求めています。

その後、相次いだ震災や水害、土砂災害を教訓に、17年には「第2次学校安全の推進に関する計画」が策定されました。ここでは、学校の組織的な安全体制の構築と、子どもが自分の身を守るようになるための安全教育

の推進が、学校安全の両輪であると示されました(図)。防災に関する法改正も複数行われ、市町村地域防災計画において、水防法や土砂災害防止法(\*1)に基づいて要配慮者利用施設に位置づけられた学校や、津波防災地域づくり法(\*2)に基づいて津波災害警戒区域内の避難促進施設とされた学校には、避難確保計画の作成と、避難訓練の実施が義務づけられました(\*3)。そして、今年の6月には、学校の水害・土砂災害の対策に関する調査結果が文部科学省から公表され、再度、安全体制の強化が通知されました。

新学習指導要領では、各教科・科目や「総合的な探究の時間」等で、それぞれの特質に応じた安全と防災に関する指導を適切に行うよう努めることが明記されました。公民科や

## 自然災害への備えの重要事項

- ✓ 校地の自然環境や社会的環境とともに、要配慮者利用施設や避難促進施設に該当しているかを確認。
- ✓ ハザードマップや過去の災害を超える事態に備えて、複数の避難場所と避難経路を設定する。
- ✓ 危険発生時の役割分担を明確にしておく。
- ✓ 実践的な安全教育を行い、生徒が災害時に自分の身を守るための主体性を育む。

\*1 正式名称は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」。 \*2 正式名称は、「津波防災地域づくりに関する法律」。 \*3 避難確保計画は、「危機管理マニュアル」への追記で代替が可能。

図 自然災害への備えの両輪



想定以上の自然災害が起こること、また、学校外で被災することも考えられる。生徒が主体的に行動できる資質・能力を育むことと、想定外も想定した学校の安全体制を築くことは、自然災害への備えの両輪だと言える。

家庭科、保健体育科などには、具体的な学習内容の記述があります。

### 管理責任となる活動の場所は校地外でも災害対応の範囲

学校安全の強化を図る際に特に留意したい点、見落としやすい点について、ここからまとめていきます。

まずは、校地の地形や地質、社会的環境、要配慮者利用施設等の指定の有無を確認した上で、ハザードマップや過去の災害を超える

自然災害に備え、複数の避難場所と避難経路を設定しましょう。災害時の報道で「20年間住んでいて初めて川が氾濫した」といった声が聞かれるように、過去の経験が通用しないほど、気象状況は変化しており、「想定外は想定内」と言えます。また、校地以外でも部

活動の練習場など、学校設置者の管理責任の対象となる活動が行われる場所は、災害対応の範囲内となります。高校生は活動範囲が広いです。次に大切なのは、地域や自治体との連携です。自然災害では地域全体が被災しやすいた

め、学校だけでは対応できないことを前提に学校安全計画や危機管理マニュアルを考える必要があります(\*4)。それらの作成時には、家庭や地域住民、関係各所に意見・助言を求め、作成後は公開するとよいでしょう。

災害発生時の役割分担は、計画作成時に決めておくことが肝要です。誰が担当するかが明確でなければ、いざという時に迅速な対応ができません。担当者が不在の場合に対応が滞らないように、担当者はメインとサブの複

数人を置く必要があります。事前の防災計画と、発生時・発生後の各段階で取るべき対応を整理したら、災害発生時に教職員が状況に応じて判断・行動できるように研修することも、重要な備えと言えます。

### 生徒が自ら判断し、主体的に行動する姿勢を育む

生徒への安全教育では、「自分の身は自分で守る」という意識の醸成と、状況に応じて主体的に行動する姿勢の育成が重要になります。中学校までの安全教育によって、生徒に一定の知識や意識があるとしても、学校周辺のハザードマップや、地形情報、災害の記録などを活用して、地域の災害の危険性を生徒に周知徹底しましょう。過去の被害の写真を用いて、危険性を具体的にイメージさせることも、意識喚起につながります。また、生徒は一人ひとり通学路が異なり、様々な場所に出かけて活動するので、自分がよく活動する場所での被災を想定して避難経路を考えるといった活動も一案です。

安全体制や安全教育の実務を担う主任を置くのとよいのですが、教務主任などのように、配置が法令で義務づけられてはいません。管理職が学校安全に高い意識を持ってこそ、適切に推進できると言えるでしょう。在任中に災害が起こらなくても、安全・防災の意識を高めた生徒が大人になり、次の世代を育て、その時に被害を食い止めるかもしれません。自然災害への備えは、世代を超えた持続可能な社会につながる取り組みなのです。

\*4 『VIEW next』教育委員会版 Vol.2 の特別企画 (P.20-25) では、防災教育について、研究者の提言と、自治体と学校が連携した取り組みを紹介しています。記事は、ベネッセ教育総合研究所のウェブサイトからご覧いただけます。HOME > 教育情報 > 教育委員会向け > バックナンバー > 2021 年度 Vol.2